

平成30年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後、再び高等学校等のうち県内の私立高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）で学び直す者に対して、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として支給する茨城県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等にかかる事務手続き等に関し、平成30年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金交付要項（以下「交付要項」という。）第3条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(受給資格の認定等)

第2条 交付要項第3条に規定する認定の申請は、法第2条に規定する高等学校等のうち、県内の私立高等学校等に在学する生徒（以下「生徒」という。）が、茨城県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書に、保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）の課税証明書等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下「課税証明書等」という。）を添付したものをいう。以下同じ。）を、当該生徒が在学する私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）を通じて、知事に提出することによって行うこととする。

- 2 設置者は、生徒から前項に規定する認定申請書等の提出があったときは、これに茨城県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請者一覧を添えて知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、当該設置者に通知するものとする。
- 4 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

第3条 前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、知事に対し、収入状況届出書等（茨城県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。以下、同じ。）を届け出なければならない。

- 2 前項に規定する届出は、受給権者が、毎年度、知事の定める日までに、収入状況届出書等を、設置者を通じて、知事に提出することによって行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者にかかる保護者等の収入の状況について変更があったとき（保護者等の変更を含む。）は、収入状況届出書等を、設置者を通じて、知事に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。
- 4 設置者は、受給権者から収入状況届出書等の提出があつたときは、これに茨城県私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧を添えて知事に提出するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、生徒の保護者等の収入状況を審査し、審査結果を当該設置者に通知するものとする。
- 6 設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

（その他）

第4条 この要領に定めのない事項については、茨城県私立高等学校等学び直し支援金制度の手引きにより取り扱う。

附則

この要領は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。